

第 190 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 10 月 21 日(水) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 40 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高 橋 政 伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康 正	10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 傭 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 己	23 番 和 久 利 健	24 番 高 橋 正 敏	26 番 賀 元 春 男
27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功	31 番 山 田 幸 則
32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 卜 蔵 秀 夫	35 番 松 原 康 夫
36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

農業振興課 主任主事 小村 尚史

農業振興課 企画員 落合 健介

5. 欠席委員 (3名)

12番 松原委員 25番 石原委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第4号 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第190回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、9番 藤原委員、10番 石原委員にお願いをいたします。 上程いたします議題は日程のとおりであります。第1号議案から第4号議案まで、順次行います。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を上程いたします。事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年10月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外5筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積は189㎡他で計942㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は9.4aです。先月の総会で別段面積の承認をいただいた、空き家付き農地です。告示日は令和2年9月24日です。別添の資料をご覧ください。1ページ上の図が周辺地図です。1ページ下の図が農地の位置図になります。ピンクの部分が空き家バンクに登録された住宅で、緑色の部分が今回の申請農地になります。 この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。31番山田委員。
31番	番号1について31番山田が補足説明いたします。先月の総会におきまして、下限面積適用の承認をいただいたものです。農地等につきましても、適正な管理ができるものと確認をしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農用法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について を上程いたします。事務局は説明をお願いします。

事務局	議案第2号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年10月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積935㎡他で計1,343㎡。権利は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 進入路等、施設等 進入路等。転用の理由 鉄塔及び鉄塔基礎除却工事に伴う運搬路として使用。転用期間満了後は、農地に復旧。一時転用で、転用期間は許可の日から令和2年12月24日までです。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積150㎡。権利は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 露天資材置場、施設等 露天資材置場。転用の理由 鉄塔及び鉄塔基礎除却工事に伴う資材置場として使用。転用期間満了後は、農地に復旧。一時転用で、転用期間は許可の日から令和2年12月24日までです。 △△△△は、令和2年4月に中国電力から、送電・配電の事業を承継した電気事業者となります。中国電力は、発電・送配電・小売の三つを事業としておりましたが、そのうち送配電の事業を△△△△に移しています。 これらの案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1から番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号1について4番若槻が補足説明いたします。この○○○○さんは■■■■自治会の方ですので、□□□□行っていただきますと、この鉄塔が見えます。この鉄塔の除去に申請の農地2筆を使用されるものです。これら2筆の現況ですが、登記簿は田になっていますが、すでに耕作放棄地または非農地に近いような状態になっております。この草を刈られて搬路、運搬車を入排出するということでした。 番号2について、○○○○さんという方は■■■■自治会、■■■■に家がございます。そのちょうど横に現地があります。田となっておりますが、現在は畑として使用されております。この畑に真砂を入れ、鉄板を敷き、レッカー車を入れて鉄塔を除去すると言っておられました。工事が終了すればこの鉄板・真砂を取って、畑に戻すということです。今年の12月24日が期限ですので、それまでに元に戻されると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1から番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明してください。

事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年10月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,787㎡他で合計5,165㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 亀嵩2053番地、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号2、農地の所在 □□□□番外3筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積2,178㎡他で合計7,328㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。 番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況は田となっていますが、農業用施設が建っているため、農業用施設用地が適切です。修正をお願いします。面積1,949㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は農業用施設。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、1㎡あたり年額200円です。総額は389,800円になります。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積4,476㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃借料につきましては、10aあたり玄米5kgです。 番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,897㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は369aです。利用目的は畑。期間は5年、賃借料につきましては、10aあたり3千円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。24番高橋委員。
24番	番号1について、24番高橋が補足説明いたします。9月29日に届出がございまして、現地の確認をいたしました。利用権の再設定ということで、△△△△さんは○○○○さんと同じ自治会の方で、田圃のほうもきれいに整備されておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 番号2について、上分自治会の件、こちらも再設定で、○○○○さんから△△△△さんへということで、現地もきれいに整備されておりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1から番号2について承認することに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号3について、27番若月が補足説明いたします。この土地の場所は、□□□□地内、■ ■ ■ ■ の田圃でございます。当初、□□□□が■ ■ ■ ■ に土地の借用を受けられまして、ハウスを5棟ほど建てておられた場所でございます。それを△△△△が事業を継承されまして、引き続き■ ■ ■ ■ に利用されています。賃借料等につきましても、当初の□□□□からの条件と同じということで、再設定をされるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次、議案第3号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号4について、27番若月が補足説明いたします。〇〇〇〇さんは現在住所▲▲▲▲となっておりますが、元々□□□□自治会の出身でございます。△△△△さんのほうに利用権を設定されましてから数十年になるわけですが、場所といたしましては□□□□の農地でございます。計画的に耕作をされておりますので、問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4について承認することに決しました。 次、議案第3号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。
43番	番号5について、43番原田が補足説明いたします。開パイの農地でございますが、〇〇〇〇さんがいままでずっと△△△△さんに利用権を設定されてきたものです。ただ、期間等の関係で、新規の受付となっております。現在も畑として利用されておりますので、問題ないと考えています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号5について承認することに決しました。 次、議案第4号、 奥出雲農業振興地域整備計画の変更について を上程いたします。農業振興課小村主任、説明をお願いします。
小村	農業振興課農政グループの小村です。農振除外の担当をしております。よろしくお願いいたします。議案第4号奥出雲農業振興地域整備計画変更理由書の資料をご覧ください。今回申請のあった農地の一覧です。件数は12件、筆数は15筆、面積は2726㎡です。この申請のうち、整理番号4番、5番、7番が追認です。 番号1、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積411㎡うち事業面積340㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 奥出雲町長 勝田康則、除外の理由 貯水槽です。 番号2、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積1,242㎡うち事業面積2㎡。 土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 携帯電話無線基地局です。 番号3、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積416㎡うち事業面積9㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 墓地。 番号4、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積610㎡うち事業面積223㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 駐車場。 番号5、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積663㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△、除外の理由 牛舎。 番号6、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積1,548㎡うち事業面積10㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 墓地。 番号7、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積5㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 宅地拡張。おなじく番号7、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積1㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 宅地拡張。 番号8、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積218㎡うち事業面積64㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 墓地。 番号9、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積150㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 宅地拡張。 番号10、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積133㎡うち事業面積73㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 資材置場。 番号11、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積641㎡うち事業面積1㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。 番号12、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積302㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 植林。おなじく番号12、土地の所在 □□□□番、地目は田、面積763㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 植林。おなじく番号13、土地の所在 □□□□番、地目は畑、面積120㎡。土地の所有者 ○○○○、事業計画者 △△△△。除外の理由 携帯電話無線基地局。

小村	画者 △△△△。除外の理由 植林。 以上です。詳細については変更要件確認表と位置図・土地利用計画図の通りです。 変更要件確認表の①農用地以外に代替すべき土地の有無、②集団化、農作業の効率化等への支障、③担い手に対する農用地利用集積の支障、④法第3条第3号の施設への影響、⑤土地改良事業との関係については以下の通りです。 番号1について、①消防水利が不足しているため、耐震性貯水槽を設置したい。耐震性貯水槽40m³型の設置に適していたため、申請地を選定した。周辺は農地と公衆用道路しかなく適切な用地の確保が困難であり、地元自治会との協議結果申請用地となった。②申請地は、道路に隣接した農地であり、必要最低限面積での除地であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤農村基盤総合整備事業 □□□□地区。 番号2について、①□□□□指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。□□□□に指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTT ここから引込可能場所であることを考慮し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定した。②申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は1.44m²と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号3について、①現在の墓地は山の中で遠方にあり、住宅周辺に移転したい。住宅周辺の非農地を検討したが墓地設置に適した土地がない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号4について、①既存の駐車場は狭いため、該当地に駐車場を整備したい。また、申請地には申請者が相続により取得した浄化槽が設置されているため、無断転用状態を是正したい。住宅と一体的な事業計画であるため、宅地に隣接する申請地以外に適地はない。周囲と一体となっていない狭小農地への影響はない。②申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号5について、①道路改良に伴い移転した牛舎について申請したい。自宅から近く牛の管理に適している。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤□□□□地区県営圃場。 番号6について、①現在の墓地は山の中で遠方にあり、住宅周辺に移転したい。住宅周辺には農地しかなく、生産性も低く、他の農地へ影響はない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号7について、①隣接土地借地人が既に建造物を設置し、宅地の一部となっている部分について申請する。②申請地は、宅地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。
----	--

小村	番号8について、①申請人直系先祖累代の墓地と、申請人親族の墓地、進入路及び墓地管理地を移設、整備したい。現在の墓地は遠方にあり、山林や傾斜地など日常管理が困難な場所にある。第三者から本件計画に適した時の取得は難しいため、自己所有地で日常管理にも適した土地は、申請地しかなかった。②申請地は、墓地に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号9について、①□□□□を開設したい。現在高齢者と同居のため、自宅付近を検討したが、申請地しか適地はない。②申請地は、宅地と道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、農事組合法人が管理・耕作をしているが、申請地は農地集積対象外の農地であり支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号10について、①資材置き場として活用したい。作業小屋の隣地を検討したが、申請地しか適地はない。②申請地は、道路に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号11について、①□□□□指定のカバーエリアの電波状況を改善するため、携帯電話の無線基地局を設置する。□□□□に指定されたポイントの200m以内であること、平地で中国電力とNTTから引込可能場所であることを考案し、周辺農業へ支障がないと思われる当該地を選定した。②申請地は、道路に隣接した農地であり、除地面積は0.81㎡と小さいため、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、一般農家が個々に管理・耕作をしているため担い手に対する農地集積への支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。 番号12について、①申請地を林地化したい。申請地はJRにより分断された農地であり、水田は法人管理してきたが、管理困難なため、林地化をはかる。②申請地は、山林に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への支障はない。③周辺農地は、農事組合法人が管理・耕作をしているが、申請地は農地集積対象外の農地であり支障はない。④該当施設に影響はない。⑤国・県・市および改良区による直轄あるいは補助による土地の改良事業は実施されていない。
議長	ありがとうございました。時間を置きますので、各自内容を精査いただきますようお願いいたします。小村さん、追認事項についての顛末書をお願いいたします。
小村	顛末書を読み上げます。(3件読み上げ)以上です。
議長	それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号について承認することに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。

事務局	○「農地機構だより」について お手元に第24号を配付いたしました。 ○パンフレットについて 「農業者年金」について2種類のパンフレットをお配りしていますので、目を通していただきますようお願いいたします。
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は11月25日(水)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩